



平成29年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社テーオーホールディングス  
(旧 株式会社テーオー小笠原)  
代 表 者 名 代表取締役社長 小笠原 康正  
(JASDAQコード・9812)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 専務執行役員 小山 直樹  
電 話 番 号 0138-45-3911

## 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を北海道財務局へ提出するとともに、金融証券取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」についても提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第59期 内部統制報告書 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)  
第60期 内部統制報告書 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)  
第61期 内部統制報告書 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)  
第62期 内部統制報告書 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)  
第63期 内部統制報告書 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3.【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線\_\_\_\_を付して表示しております。

(1) 第59期 内部統制報告書 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

#### 3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長小笠原康正は、平成25年5月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 59 期から第 63 期の有価証券報告書、及び第 61 期から第 63 期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の平成 30 年 5 月期第 1 四半期の決算業務にあたり、会社分割後の資産及び負債状況等について検証作業をしていたところ、過去に連結子会社で認識した土地の減損損失に関する連結決算手続上の誤りが判明したことによります。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ①連結決算・財務プロセスの見直しによる内部統制強化
- ②経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化
- ③経理、連結決算業務に関する専門的知識の習得（社員教育の徹底）

(2) 第 60 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 6 月 1 日 至 平成 26 年 5 月 31 日）

### 3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長小笠原康正は、平成 26 年 5 月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 59 期から第 63 期の有価証券報告書、及び第 61 期から第 63 期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の平成 30 年 5 月期第 1 四半期の決算業務にあたり、会社分割後の資産及び負債状況等について検証作業をしていたところ、過去に連結子会社で認識した土地の減損損失に関する連結決算手続上の誤りが判明したことによります。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ①連結決算・財務プロセスの見直しによる内部統制強化
- ②経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化
- ③経理、連結決算業務に関する専門的知識の習得（社員教育の徹底）

(3) 第61期 内部統制報告書（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長小笠原康正は、平成27年5月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第59期から第63期の有価証券報告書、及び第61期から第63期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の平成30年5月期第1四半期の決算業務にあたり、会社分割後の資産及び負債状況等について検証作業をしていたところ、過去に連結子会社で認識した土地の減損損失に関する連結決算手続上の誤りが判明したことによります。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ①連結決算・財務プロセスの見直しによる内部統制強化
- ②経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化
- ③経理、連結決算業務に関する専門的知識の習得（社員教育の徹底）

(4) 第62期 内部統制報告書（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長小笠原康正は、平成28年5月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 59 期から第 63 期の有価証券報告書、及び第 61 期から第 63 期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の平成 30 年 5 月期第 1 四半期の決算業務にあたり、会社分割後の資産及び負債状況等について検証作業をしていたところ、過去に連結子会社で認識した土地の減損損失に関する連結決算手続上の誤りが判明したことによります。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ①連結決算・財務プロセスの見直しによる内部統制強化
- ②経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化
- ③経理、連結決算業務に関する専門的知識の習得（社員教育の徹底）

(5) 第 63 期 内部統制報告書（自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 29 年 5 月 31 日）

### 3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、代表取締役社長小笠原康正は、平成 29 年 5 月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 59 期から第 63 期の有価証券報告書、及び第 61 期から第 63 期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の平成 30 年 5 月期第 1 四半期の決算業務にあたり、会社分割後の資産及び負債状況等について検証作業をしていたところ、過去に連結子会社で認識した土地の減損損失に関する連結決算手続上の誤りが判明したことによります。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ①連結決算・財務プロセスの見直しによる内部統制強化
- ②経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化
- ③経理、連結決算業務に関する専門的知識の習得（社員教育の徹底）

以上